

目 次

告 示	ページ
7 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について	2
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について	2
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について	3
辞 令	
事務所長の任免について	3
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
公平委員会公告	
職員団体の登録番号について	5

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 7 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,308 円	13,040 円
20 歳以上 25 歳未満	5,024 円	13,040 円
25 歳以上 30 歳未満	5,611 円	13,447 円
30 歳以上 35 歳未満	6,104 円	16,281 円
35 歳以上 40 歳未満	6,524 円	18,834 円

40 歳以上 45 歳未満	6,601 円	21,784 円
45 歳以上 50 歳未満	6,708 円	24,532 円
50 歳以上 55 歳未満	6,375 円	25,376 円
55 歳以上 60 歳未満	5,922 円	24,114 円
60 歳以上 65 歳未満	4,723 円	19,167 円
65 歳以上 70 歳未満	3,930 円	15,001 円
70 歳以上	3,930 円	13,040 円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

公 告

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

組合議会議員

退 任 板 垣 一 徳（村上市議会議長） 平成 26 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

退 任 田 村 誠 一 平成 26 年 4 月 23 日

就 任 田 村 誠 一 平成 26 年 4 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

退 任	森 田 利 通	平成 26 年 4 月 23 日
退 任	丸 山 仁	平成 26 年 4 月 23 日
就 任	森 田 利 通	平成 26 年 4 月 24 日
就 任	松 岡 輝 彦	平成 26 年 4 月 24 日

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 26 年 4 月 21 日付け 新潟市事務所長を命ずる 古 俣 泰 規

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第1中18の項を19の項とし、1の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 小千谷市

機 関	職
議会事務局	局長、参事、次長、上席副参事
長 部 局	課長、参事、室長、課長補佐、上席副参事
	総務課の職員係長、職員係の職員団体担当の職員及び人事、給与又は服務担当の職員(企画に関する事務を行うものに限る。)
	企画政策課の秘書広報係長、財政係長及び秘書広報係の秘書担当職員
	会計管理者
教育委員会事務局	教育長、課長、参事、課長補佐、上席副参事
	学校教育課の管理主事及び指導主事
選挙管理委員会事務局	書記長、書記長補佐
監査委員会事務局	局長、参事、次長、上席副参事
農業委員会事務局	局長、次長
社会福祉事務所	所長、参事、次長、上席副参事
健康センター	センター長
保 育 所	保育園長
図 書 館	館 長
小 学 校	校長、教頭
中 学 校	校長、教頭

別表第2中10の項を次のように改める。

10 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会公告

職員団体の登録番号について（公平委員会公告）

燕市及び五泉市が平成 26 年 4 月 1 日に公平委員会事務に加入したことにより、燕市公平委員会及び五泉市公平委員会に登録されていた職員団体の登録番号を次のとおりとしたので公告する。

平成 26 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

登録番号	職員団体名	付番年月日
公委登第 832 号	燕市職員組合	平成 26 年 4 月 21 日
公委登第 833 号	五泉市職員労働組合	平成 26 年 4 月 21 日